

ひので暮らし
応援券取扱事業者
マニュアル

お読みいただく前に・・・

本マニュアルについては、
以下の要綱・要領に基づいて作成しております。
併せてご確認ください。



①ひので暮らし応援券交付事業実施要綱

②ひので暮らし応援券取扱事業者要領

③ひので暮らし応援券換金・精算要領

※町HPに掲載してあります。

ひので暮らし応援券取扱事業者の募集について

日の出町では、重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内で利用できる応援券（ひので暮らし応援券）を5月に配布する予定です。事業実施にあたり、応援券を取り扱っていただける町内事業者の募集をします。以下の内容を確認し、ご希望の方は日の出町商工会へ申請をお願いいたします。

○申請期間 3月2日(月)～31日(水)

○提出書類

①ひので暮らし応援券取扱事業者登録申請書
様式第1号(第5条関係)

※日の出町ホームページにてダウンロード可能。
日の出町商工会及び日の出町役場2階産業観光課窓口でも配布。

②本店所在地が確認できる公的書類のコピー
(履歴事項全部証明書、開業届等)

③事業代表者の本人確認書類のコピー

(ア)顔写真付きの証明書1点
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)

(イ)顔写真のついていない証明書2点
(健康保険証の資格確認書、年金手帳等)

○取扱事業者の要件

(1)町内に事務所又は事業所を有し、継続して事業を営んでいる方

(2)暴力団員又は暴力団関係者でない方

(3)要綱及び要領の内容を遵守できる方

→日の出町ホームページにてご確認ください。

○取扱事業者の種別

(1)町内に本店のない事業者

トマト券のみ取り扱うことができる

(2)町内に本店のある事業者

トマト券及び**ブルーベリー券**を取り扱うことができる

○注意事項

- ・日の出町商工会の会員でなくても登録可能です。
- ・町内に複数店舗所有している方は、それぞれご登録ください。
- ・登録期間終了後、取扱事業者説明会を開催しますので必ずご出席ください。
- ・登録完了後、換金の際に使用する登録証を郵送いたしますので、本事業終了まで無くさずにお持ちください。



日の出町
ひのでちゃん

◎提出先及び問い合わせ先 問

東京都西多摩郡日の出町平井 3231-1

ひのでグリーンプラザ内 日の出町商工会

電話番号：☎ 042(597)0270

営業時間：平日 午前8時30分～午後5時

ひので暮らし応援券事業概要

○交付対象者 基準日(4月1日)において、日の出町に住民登録のある方

○交付内容

①町民全体：一人あたり5,000円分の商品券

②65歳以上の低所得の方：上記に加え3,000円分を追加交付

※②の該当者は4月1日において、町の介護保険制度に加入している方のうち、介護保険法の規定に基づき町が算定した介護保険料の段階区分が第1段階から第5段階に該当する第1号被保険者とします。

※申請等は不要です。

○応援券について

・トマト券：町内全店舗で使用できる券

・ブルーベリー券：町内に本店を置く店舗で使用できる券

上記2種類の券を配布いたします。

町民全体へ配布する5,000円の内訳はトマト券3,000円、ブルーベリー券2,000円。

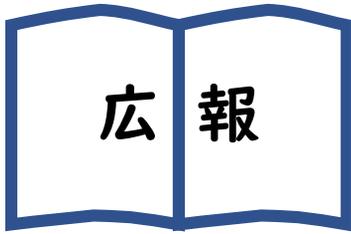
追加交付分3,000円の内訳はトマト券2,000円、ブルーベリー券1,000円。



◎より詳細な内容については、5月頃に広報及びホームページにてお知らせいたします。

※この事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

申請



① 広報や町HPで取扱事業者の募集をチェック!

→ 概要を把握し、まずは要件を確認

取扱事業者の要件

- (1) 町内に事務所又は事業所を有し、継続して事業を営んでいる方
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者でない方
- (3) 要綱及び要領の内容を遵守できる方

特に重要!!

“ひので暮らし応援券取扱事業者要領第8条取扱事業者の責務”

- (1) 応援券の受領に際しては、券面金額相当の商品又はサービスを提供すること
- (2) 応援券の受領を理由として、商品又はサービスの価格を引き上げないこと
- (3) 自店舗で使用されたかのように偽って換金しないこと。
- (4) 特定の取引において、応援券の受取を拒むような不当な運営を行わないこと。
- (5) 応援券の転売、換金その他不正な取扱いを行わないこと
- (6) 使用された応援券の破損、紛失、盗難等について発行者に責任を問わないこと。
- (7) 事業実施期間中、私情で登録の取り消しを申し出ないこと。
- (8) 町が行う調査又は指導に協力すること

申請

要件に問題が無ければ申請書を記入

様式第1号（第5条関係）

記入例

ひので暮らし応援券取扱事業者登録申請書

令和 年 月 日

店舗住所	〒 190-0192 日の出町 平井2780	
フリガナ	ヒノデマチショクドウ	
店舗名 (チラシ記載名)	日の出町食堂	
業種 提供するサービス・品	業種 飲食業	提供するサービス・品 料理
フリガナ	ヒノデ タロウ	
代表者名	日の出 太郎	
電話番号	042-597-0511	
FAX番号	042-597-4369	
メールアドレス	sangyou@town.hinode.tokyo.jp	
換金対応機関 ○ してください (口座を所有している金融機関を選択してください)	1. 西武信用金庫 日の出支店 2. JAあきがわ 日の出支店 3. 青梅信用金庫 増戸支店 4. 日の出町商工会 (その他金融機関)	

4. 日の出町商工会 (その他金融機関) を選択された方への振込料金は事業者様負担となります。

提出書類

- 本店所在地が確認できる公的書類のコピー (履歴事項全部証明書、開業届等)
- 事業代表者の本人確認書類のコピー
(ア) 顔写真付きの証明書1点 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)
(イ) 顔写真のついていない証明書2点 (健康保険証の資格確認書、年金手帳等)

その他注意事項等

- 日の出町商工会の会員でなくても登録可能です。
- 町内に複数店舗所有している方は、それぞれご登録ください。
- 登録期間終了後、取扱事業者説明会を開催しますので必ずご出席ください。
- 登録完了後、換金の際に使用する登録証を郵送いたしますので、本事業終了まで無くさずにお持ちください。

ご提出・お問い合わせ先

東京都西多摩郡日の出町平井3231-1 ひのでグリーンプラザ内 日の出町商工会
電話番号: 042-597-0270 営業時間: 平日午前8時30分~午後5時まで

同意事項

《ひので暮らし応援券取扱事業者要領より抜粋》

(取扱事業者の要件)

第3条 応援券の取扱事業者として登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する町内事業者とする。

- (1) 町内に事務所又は事業所を有し、継続して事業を営んでいる者
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者でない者
- (3) 要綱及び本要領の内容を遵守できる者

(取扱事業者の責務)

第8条 取扱事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 応援券の受領に際しては、券面金額相当の商品又はサービスを提供すること
- (2) 応援券の受領を理由として、商品又はサービスの価格を引き上げないこと
- (3) 自店舗で使用されたかのように偽って換金しないこと。
- (4) 特定の取引において、応援券の受取を拒むような不当な運営を行わないこと。
- (5) 応援券の転売、換金その他不正な取扱いを行わないこと
- (6) 使用された応援券の破損、紛失、盗難等について発行者に責任を問わないこと。
- (7) 事業実施期間中、私情で登録の取り消しを申し出ないこと。
- (8) 町が行う調査又は指導に協力すること

①この申請に関し、上記の申請要件を満たしており、取扱事業者の責務についても遵守することを誓います。もし、虚偽が判明した場合は、取扱事業者の取消や応援券及び応援券から換金した金額の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

②今後も事業継続の意思があります。

③破産、会社更生、民事再生、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかに係る手続きについて申し立てを行っていません。

④町税の納税情報を確認すること並びに申請書類及び添付書類の内容について税務情報として使用することに同意します。

⑤代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

⑥申請書類及び添付書類の内容について、日の出町が行政機関や警察等に確認等を行うことに同意します。

ご署名

店舗名	日の出町食堂	印
代表者名 (事業所の 代表者でも可)	日の出 太郎	

店舗印もしくは代表者印
(代表者の印は朱肉を使用するものに限りません)

申請

提出期間: 3月2日(月)~3月31日(火)
提出先・問い合わせ先: 日の出町商工会
電話番号: 042-597-0270

申請に必要な提出書類をそろえ、商工会へ提出

①ひので暮らし応援券 取扱事業者登録申請書

様式第1号(第6类関係) **記入例**

ひので暮らし応援券取扱事業者登録申請書

令和 年 月 日

店舗住所	〒190-0192 日の出町 平井2780		
フリガナ	ヒノデマチシヤドウ		
店名 (テナント店名)	日の出町食堂		
業種	飲食業	提供するサービス・品	料理
フリガナ	ヒノデ タロウ		
代表者名	日の出 太郎		
電話番号	042-597-0511		
FAX番号	042-597-4369		
メールアドレス	sangyou@town.hinode.tokyo.jp		
換金対応機関 ○ すべてを記入 出店を併用している場合 欄を併記してください	1. 西部信用金庫 日の出支店	2. JMあきがわ 日の出支店	3. 青柳信用金庫 穂が支店
4. 日の出町商工会 (その他金融機関) を選択された方への届込料金は事業者負担となります。			
提出書類			
・本店所在地が確認できる公的書類のコピー (履歴事項全部証明書、開業届等) ・事業代表者の本人確認書類のコピー (ア) 顔写真付きの証明書1点 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等) (イ) 顔写真のついていない証明書2点 (健康保険証の資格確認書、年金手帳等)			
その他注意事項等			
・日の出町商工会の会員でなくても登録可能です。 ・年内に取扱店廃業をしている方は、そちらをご登録ください。 ・登録期間終了後、取扱事業者説明会を開催しますので必ずご出席ください。 ・登録完了後、機体の面に使用する登録証を郵送いたしますので、本事業終了まで棄てずにお持ちください。			
ご提出・お問い合わせ先			
東京都西多摩郡日の出町平井3231-1 ひのでグリーンプラザ内 日の出町商工会 電話番号: 042-597-0270 営業時間: 平日午前9時30分~午後8時まで			

②本店所在地が確認できる 公的書類のコピー

例)



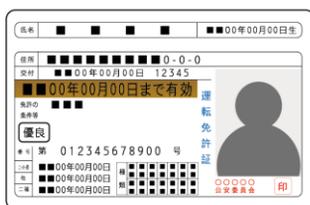
③事業代表者の本人確認書類のコピー (ア、イのどちらか)

ア)

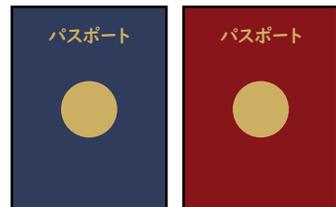
マイナンバーカード ↓



運転免許証 ↓



パスポート ↓



イ)

上記のほか顔写真のついていない証明書2点
(健康保険証の資格確認書、年金手帳等)

登録

登録完了後、日の出町商工会がひので暮らし 応援券取扱事業者登録証等を郵送

(1) ひので暮らし応援券取扱事業者登録証

- ①町内に本店のない事業者 ②町内に本店のある事業者

ひので暮らし応援券
取扱事業者登録証

トマト券のみ
取り扱うことができる

ひので暮らし応援券
取扱事業者登録証

トマト券及び
ブルーベリー券を
取り扱うことができる

運転免許証サイズ

※町内に本店のない事業者についてはブルーベリー券の使用が出来ません。
※使用済み応援券の換金に必要なものとなります。再発行はできませんので失くさずにお持ちください。

(2) ひので暮らし応援券取扱事業者用ポスター

- ①町内に本店のない事業者 ②町内に本店のある事業者

ひので暮らし応援券
ポスター

使用可能期間
令和8年6月～8月

こちらの店舗では
トマト券が
使用できます。

ひので暮らし応援券
ポスター

使用可能期間
令和8年6月～8月

こちらの店舗では
トマト券及び
ブルーベリー券が
使用できます。

A3サイズ

※事業実施期間中の6月～8月は必ずお客様が見えるところに掲載をお願いいたします。
※1店舗1枚配布。再配布はできません。汚損・破損の心配がない場所へ掲載をお願いします。

説明会参加

ひので暮らし応援券取扱事業者説明会へ

参加（必ず1名参加）

以下の説明会へ代表者1名必ず出席してください。
（従業員、アルバイトでも可）

日程：令和8年4月27日（月）

時間：午後2時00分～

場所：日の出町商工会
（ひのでグリーンプラザ）



～説明会内容～

この説明会では本マニュアルのほか、より詳細な使用済み応援券の換金方法等ご説明いたします。

また、本事業の実施にあたり質問や確認事項等あれば本説明会にて受け付けますので大変お忙しいところ恐縮ですが、事業者の皆様全員のご出席をお願いいたします。

事業開始

5月に順次、日の出町民に
ひので暮らし応援券を郵送

配布内容

町民全体一人当たり5,000円分
→内訳: トマト券3枚、ブルーベリー券2枚

65歳以上の低所得の方
上記に加え、3,000円分追加交付
→内訳: トマト券2枚、ブルーベリー券1枚

6月1日から利用開始

- ・登録証に応じた応援券を取り扱ってください。
- ・使用された応援券の裏面に店舗の印鑑を押印し、使用済みであることがわかるようにしてください。
- ・使用済み応援券は換金の際に必要となりますので、失くさずにお持ちください。
- ・ひので暮らし応援券取扱事業者要領第8条取扱事業者の責務をしっかりと確認し、遵守してください。

8月31日で利用期間終了

応援券

応援券の取り扱いは以下のとおりとなります。

ひので暮らし応援券交付事業実施要綱 参考

(使用範囲)

第7条 応援券は、取扱事業者において、物品の購入又はサービスの提供に使用することができる。

2 次に掲げるものについては、応援券の使用を認めない。

- (1) 出資又は債務の支払い
- (2) たばこ、有価証券又は金券等の購入
- (3) 公租公課の支払い
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるもの

ひので暮らし応援券換金・精算要領 参考

(不換金となる場合)

第8条 次に掲げる応援券は、換金の対象としない。

- (1) 要綱、取扱事業者要領又は本要領に違反して使用された応援券
- (2) 有効期間を経過したもの
- (3) 偽造、変造又は不正に取得された疑いがあるもの
- (4) 取扱事業者以外が受領したもの
- (5) 取扱事業者要領第7条で発行された登録証と異なる種類の応援券
- (6) その他町長が不相当と認めるもの

換金方法

使用済み応援券を券種ごとに分け、保管



溜まってきたら「ひので暮らし応援券換金請求書」を記入し、指定の換金対応機関へ行く（換金方法最終ページ、書き方参照）

換金期間 6月1日(月)～9月30日(水)

★持ち物★

- ・ひので暮らし応援券換金請求書
- ・使用済み応援券
- ・登録証
- ・通帳

次ページ続き



※注意事項※

- ・使用済み応援券の換金は使用された月の翌月以内までに指定の換金機関へのお持ち込みをお願いします。
- ・可能な限り、毎日午後、毎週金曜日を避けてください。JAあきがわ日の出支店をご利用される方は毎週水曜日のみ対応可能です。(午前、午後どちらも可。祝日の場合は翌週。)
- ・登録証をお持ちであればどなたでも対応いたします。
- ・登録証に記載された店舗名もしくは代表者名の方の口座にしか振り込むことはできません。(家族等の口座でも不可)
- ・請求書は銀行で預かりますので、控えが必要な方はあらかじめコピーを取っておいてください。
- ・指定の換金対応機関口座を長期で使用していない方はあらかじめ金融機関へ連絡し、問題なく使用可能かご確認ください。
- ・JAあきがわ、西武信用金庫、青梅信用金庫に口座が無い場合、商工会が他の金融機関口座への換金を受け付けますが、その場合振込手数料は事業所負担となります。ただし、西武信用金庫日の出支店、青梅信用金庫増戸支店にて新規口座開設を受け付けます。必要書類等については各金融機関にお問い合わせください。

換金方法



指定の換金対応機関の受付で
指定用紙（金融機関によって異なります）
を記入、応援券の枚数等の確認

※注意事項※

- ・日の出町商工会では指定用紙の記入はございません。
- ・指定用紙の記入に少しお時間がかかりますので時間には余裕を見てください。
- ・登録証と異なる応援券をお持ち込みいただいた場合等、換金できない場合もございますのでご注意ください。



換金受付完了

（4営業日以内に指定した口座に振り込まれます。）

※商工会での換金はもう少しお時間をいただく場合がございます。

換金方法

換金請求書の記入方法について

様式第2号(第6条関係)

令和 年 月 日

ひので暮らし応援券換金請求書

店舗名 日の出町食堂	取扱応援券 <input type="checkbox"/> トマト券のみ <input checked="" type="checkbox"/> トマト券及びブルーベリー券
----------------------	---



下記の金額を請求いたしますので、本紙記載の口座までお振込みください。

枚数 (トマト)	枚数 (ブルーベリー)	金 額									
10	20				¥	3	0	0	0	0	円

振込先情報

金融機関名	<input checked="" type="checkbox"/> 西武信用金庫	<input type="checkbox"/> JAあきがわ	<input type="checkbox"/> 青梅信用金庫	支店名	日の出	<input checked="" type="checkbox"/> 支店			
その他金融機関名		<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 信金	<input type="checkbox"/> 信組	支店名	<input type="checkbox"/> 支店			
		<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 信連	<input type="checkbox"/> 漁協		<input type="checkbox"/> 支店			
口座番号	0	0	0	0	0	0	口座種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
フリガナ	ヒノデ タロウ								
口座名義	日の出 太郎								

受付 / 振込

※法人の場合は法人名義、個人事業者の場合は本人名義の口座情報をご記入ください。
※換金時に必要なもの：本紙、使用済み応援券、ひので暮らし応援券取扱事業者登録証、通帳。

記入不要